

平成 25 年度政省令・制度運用検討分科会活動報告について

平成 26 年 3 月 5 日
政省令・制度運用検討分科会

1. はじめに

平成 25 年 11 月 25 日開催の「第 10 回電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」において、当分科会における平成 25 年度の活動については、次の項目について実施することとなった。

(1) 大括り化の政省令改正に伴う課題検討

- ・ 政省令改正までに必要な検討項目についてスケジュールを作成。

(2) 制度運用に関する具体的な提案

- ・ 法第 8 条第 2 項の完成品に対する一品ごとに行う検査の代替案の検討及びその他の案件の追加。

(3) 現行法令の周知活動

- ・ 電安法業務実施ガイド改訂案の策定及びその英訳案の作成。
- ・ 電安法業務実施ガイド改訂版の冊子の印刷及び配布。
- ・ 電安法業務実施ガイド改訂版の説明会の開催。

(4) 現状の課題の抽出

- ・ 検討の際に抽出された課題の分類・データベース化。

これを受け、検討を行った結果及び検討状況の概要を「2. 平成 25 年度の活動報告（概要）」に示す。

2. 平成 25 年度の活動報告（概要）

2.1. 大括り化検討WGの設置について

今後、大括り化及び制度運用に関する詳細検討を行うに際し、検討内容の高度化・複雑化が予想される。そのため、機動的かつ効率的に検討を行うためのワーキンググループ「大括り化検討WG」を当分科会の下部組織として設置することとし、第 13 回政省令・制度運用検討分科会（書面審議：平成 25 年 12 月 9 日～17 日）において、その設置を承認した。

2.2. 大括り化の検討に係る今後のスケジュールについて

これまで、大括り化検討WGを3回開催し、政省令改正が行われる時点を起点とし、その前後で発生するイベント及び必要と思われる検討項目の抽出・整理を行い、これを時系列で整理したものを今後の全体スケジュールとした。その結果を別紙の「大括り化」に向けての課題検討スケジュール（案）」（以下「スケジュール案」という。）に示す。このスケジュール案に基づき、具体的な検討を行うこととする。

2.3. 大括り化の政省令改正に伴う課題検討

大括り化WGにおいて、スケジュール案に従い、主に大括り化後に新たに規制対象となりうる製品を想定し、これまでの知見を基に規制対象の前提条件の整理を行った。併せて、平成24年度までの検討で大括り化後の電気用品として方向性が示されている次の5品目について、規制対象として判断した製品をどの品目に分類すべきか、JISやIEC規格の適用範囲をベースにそれぞれの対象範囲について検討を行った。（詳細は資料11-3別添1参照）

- (1) 家庭用及びこれに類する電気機器
- (2) 電動工具
- (3) ランプ及び照明器具
- (4) 電子及び情報技術機器
- (5) その他の交流用電気機械器具

2.4. 制度運用に関する具体的な提案

大括り化WGにおいて、スケジュール案に従い、平成24年度の当分科会において意見提出のあった「法第8条第2項の出荷前の電気用品に対して一品ごとに行う検査の代替手段の検討」を実施した。その結果、現状と同様の安全性の確保について、課題があったことから継続して検討することとなった。また、その他の制度運用に関する検討案件について、これまで委員会等であった意見を基に項目の追加を行った。（詳細は資料11-3別添1参照）

2.5. 現行法令の周知活動

ガイドWGで策定した電安法業務実施ガイド改訂案に基づき、国から「電気用品安全法 法令業務実施ガイド（第2版） ～製造・輸入事業者向け～」(以下「ガイド改訂版」という。)が平成26年1月1日付けで公表された。

これを受け、平成25年に公表されたガイドの英訳版を基に、ガイド改訂版の英訳案を策定した。また、関係者への配布用にガイド改訂版の冊子を2万部印刷するとともに、これをテキストとした説明会を名古屋、大阪、東京の3カ所で開催することとした。(詳細は資料11-3 別添2参照)

2.6. 現状の課題の抽出

平成25年度は次の項目について抽出された課題について整理を行った。これらの結果については今後の検討材料として活用していくこととする。

- ・大括り化検討WGにおける各委員等からの意見・課題提起
- ・ガイド改訂版に対する意見等

3. 今後の活動について

別添のスケジュール案に従い、検討を行っていくこととする。スケジュール案については、検討の進捗状況に応じて適宜見直しを行うこととする。

「大括り化」に向けての課題検討スケジュール(案)

大項目	中項目	小項目	担当	4年前以前	3年前	2年前	1年前	1年後	2年後以降		
全体計画					他省庁との調整 周知活動 (I)	原案検討 原案 周知活動 (II)	法令審査 パブコメ TBT60日	公布 公布 施行	経過期間 実施		
大括り化及び制度運用に関する検討計画	①大括り化に関する検討 ②制度運用に関する検討	検討体制の構築、検討の進捗管理及び検討結果の承認・報告	政省令・制度運用検討分科会	●除外規定策定スキームの作成 ●(1)、(2)の進捗管理及びとりまとめ ●周知活動計画の策定及び周知活動の実施	●猶予期間の考え方	●事業届出の考え方					
(1)大括り化の政省令改正に伴う課題検討	①対象の前提条件の整理	a. 完成品と未完成品の定義 b. 一品もの c. 現地施工の扱い d. 製造、改造、個人輸入等の明確化 e. その他	大括り化WG	●対象範囲の明確化 ●対象の考え方を整理	関係者(他法令など)との調整【国】	●政令の解釈(電気用品の範囲等の解釈)で定義すべき事項の明確化、原案の作成					
	②除外規定の考え方の検討 電気用品の中分類5品目に横断的な範囲の明確化(他法令との整理など)	a. 医療用のもの b. 産業用のもの c. 低リスクのもの d. 特殊なもの e. 車両、船舶等用のもの f. 消防、警察等用のもの g. 高出力、大型のもの等の扱い h. その他	大括り化WG	●除外規定の考え方を整理							
	③対象範囲の検討 電気用品の中分類5品目に固有の範囲の明確化(JISの適用範囲を準用)	①②を踏まえた5品目の対象範囲	大括り化WG	●5品目の対象範囲の検討 ●5品目の対象範囲を確定							
	④型式の区分の検討	a. 施行規則別表第二「型式の区分」の留意事項 b. 「施行令別表第二の項目間移動の検討 c. 規格に対応しない又は矛盾する型式の区分について d. その他	大括り化WG	●対象範囲の明確化に合わせた型式の区分関連の検討							
(2)制度運用に関する具体的な提案	①法第8条第2項の完成品に対する検査に関する改正案骨子の検討	a. 適用する電気用品の範囲 b. ロット検査にできる条件 c. その他	大括り化WG	●実現性・安全性などの検討 ●改正案骨子の策定							
	②その他	案件の調査及び検討	大括り化WG								